

相続税 R4 平成 27 年相続税対応版 (Ver.15.10) の予定

平成 27 年分の相続税の申告書、財産評価明細書に対応した「相続税 R4 平成 27 年相続税対応版 (Ver.15.10)」のリリース予定についてご連絡します。

このプログラムは、平成 27 年 1 月 1 日以降に相続、遺贈、または贈与により取得した財産の評価および相続税の申告に使用していただけます。平成 27 年 1 月 1 日以降の贈与税の申告には対応していません。

なお、以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1. 発行プログラムと対象バージョン | 5. システムの主な対応内容 (機能アップ、機能改善関係) |
| 2. リリース時期 (予定) | 6. バージョンアップ後の確認事項 |
| 3. 改正の内容について | 7. フォルダー構成 |
| 4. システムの主な対応内容 (税制改正関係) | |

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	発行バージョン	バージョンアップの対象
相続税 R4	Ver. 15. 10	Ver. 14. 10、14. 10a、14. 11、14. 12、14. 13、14. 14、14. 20、14. 20a、14. 21、14. 22、14. 2. e2、14. 30、14. 31、14. 3. e3

※Ver.15.10 へのバージョンアップ時にライセンス認証が必要になります。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。E i ボードは、Ver.15.14 以降にバージョンアップして使用してください。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。これらをインストールすることによりアプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※相続税 R4 (Ver.14) のデータを Ver.15.1 で継続使用する場合は、[保守] タブ→ [旧バージョンデータ読込] を行います。旧バージョン読込を行っても Ver.14 のデータは残ります。

R4 コンバーター	コンバート先 (相続税 R4)	コンバート元 (旧製品)
Ver. 2. 34 (9/24公開予定)	Ver. 15. 1	相続・贈与税顧問 : Ver.H27.10 財産評価顧問 : Ver.H27.10
	Ver. 14. 3	相続・贈与税顧問 : Ver.H26.10、H26.20、H26.30 財産評価顧問 : Ver.H26.10
	Ver. 13. 1	相続・贈与税顧問 : Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問 : Ver.H25.10、H25.11

※CD-ROM 製品 (2015 年 9 月 16 日送品開始予定) に収録する R4 コンバーターは「Ver.2.33」のため、平成 27 年版 (旧製品(Ver.H27.1)→相続税 R4(Ver.15.1)) のコンバートには対応していません。

※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。

※旧製品の平成 26 年版データを相続税 R4 平成 27 年版へ直接コンバートすることはできません。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開（予定）

2015年9月4日（金）

2-2. マイページのダウンロード公開（予定）

2015年9月4日（金）

2-3. オプションCD保守契約 送品開始（予定）

・インターKX 相続税 R4 : 2015年9月16日（水）

・相続税顧問 R4 : 2015年9月16日（水）

※収録されている R4 コンバーターは、「Ver.2.33」になります。

2-4. R4コンバーター(Ver.2.34) E i ボードダウンロードマネージャー／お役立ちToolsの公開（予定）

2015年9月24日（木）

3. 改正の内容について

システムに関する改正の概要は次のとおりです。

3-1. 相続税 改正の内容

平成 25 年度税制改正による平成 27 年 1 月 1 日から施行される主な改正の内容は、次のとおりです。

平成 27 年 1 月 1 日以後に相続または遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます。

■遺産に係る基礎控除額の引下げ（第 2 表）

遺産に係る基礎控除額が引き下げられました。

	改正前（平成 26 年以前）	改正後（平成 27 年以降）
定額控除額	5,000 万円	3,000 万円
法定相続人比例控除額	1,000 万円×法定相続人数	600 万円×法定相続人数

【第 2 表(平成 27 年分以降用)】

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額	③ 課税遺産総額	
④ (第 1 表) ⑥A	円 ,000	3,000 万円 + (600 万円 × ⑤の法定相続人の数) ⑤ 万円	⑦ (④-⑤)	円 ,000
⑧ (第 3 表) ⑥A	円 ,000	⑤の人数及び⑤の金額を第 1 表⑧へ転記します。		⑨ (⑧-⑤)

■相続税の税率構造の見直し（第2表）

最高税率の引上げ（50%→55%）など、税率構造が6段階から8段階に変更されました。

各法定相続人の取得金額	改正前（平成26年以前）		改正後（平成27年以降）	
	税率	控除額	税率	控除額
～1,000万円以下	10%	—	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	700万円	30%	700万円
1億万円超～2億円以下	40%	1,700万円	40%	1,700万円
2億万円超～3億円以下			45%	2,700万円
3億万円超～6億円以下	50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億万円超～			55%	7,200万円

【第2表（平成27年分以降用）相続税の速算表】

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

■未成年者控除額、障害者控除額の引上げ（第6表）

(1) 未成年者の控除額が引き上げられました。

	改正前（平成26年以前）	改正後（平成27年以降）
未成年者控除	20歳までの1年につき6万円	20歳までの1年につき10万円

【第6表（平成27年分以降用）未成年者控除】

未成年者控除額 ②	$10万円 \times (20歳 - \text{—}歳)$	$10万円 \times (20歳 - \text{—}歳)$	$10万円 \times (20歳 - \text{—}歳)$	$10万円 \times (20歳 - \text{—}歳)$
	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円

(2) 障害者の控除額が引き上げられました。

	改正前（平成26年以前）	改正後（平成27年以降）
障害者控除	一般	85歳までの1年につき6万円
	特別	85歳までの1年につき12万円
		85歳までの1年につき10万円
		85歳までの1年につき20万円

【第6表（平成27年分以降用）障害者控除】

		一般障害者		特別障害者	
障害者の氏名					
年齢 (1年未満切捨て) ①		歳	歳	歳	歳
障害者控除額 ②	$10万円 \times (85歳 - \text{—}歳)$	$10万円 \times (85歳 - \text{—}歳)$	$20万円 \times (85歳 - \text{—}歳)$	$20万円 \times (85歳 - \text{—}歳)$	
	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	= 0,000円	

■小規模宅地等の特例の拡充（第11・11の2表の付表1（旧第11・11の2表の付表2））

(1) 居住用の宅地等（特定居住用宅地等）の限度面積が拡大されました。

	改正前（平成26年以前）	改正後（平成27年以降）
特定居住用宅地等	240㎡（減額割合80%）	330㎡（減額割合80%）

(2) 居住用と事業用の宅地等を選択する場合の適用面積が拡大されました。

改正後（平成27年以降）		
貸付事業用宅地等について特例の適用を受けない場合		
特定居住用宅地等	330㎡	合計730㎡まで適用可能
特定事業用等宅地等	400㎡	
貸付事業用宅地等について特例の適用を受ける場合		
特定居住用宅地等	330㎡×(200/330)	合計200㎡まで適用可能
特定事業用等宅地等	400㎡×(200/400)	
貸付事業用宅地等	200㎡	

【第11・11の2表の付表1（平成27年分以降用） 限度面積要件の判定】

○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。				
小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等		被相続人等の事業用宅地等	
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等	④ 貸付事業用宅地等
⑨ 減額割合	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	□ m ²	□ m ²	□ m ²	□ m ²
限度面積	イ 小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がない場合	①の⑩の面積) ≤ 330 m ²		
	ロ 小規模宅地等のうちに④貸付事業用宅地等がある場合	②の⑩及び③の⑩の面積の合計) ≤ 400 m ²		
		①の⑩の面積) $\times \frac{200}{330}$ + ②の⑩及び③の⑩の面積の合計) $\times \frac{200}{400}$ + ④の⑩の面積) ≤ 200 m ²		

■非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度（事業承継税制）の見直し（第8の2表）

(1) 要件の緩和

- ・後継者の親族間承継要件の撤廃
非上場会社を運営していた被相続人の親族であることとする要件が撤廃され、親族外の後継者への相続であっても、適用対象とされました。
- ・雇用確保要件の緩和
常時使用従業員数が、「5年間毎年8割以上確保」から「5年間平均で8割以上確保」と緩和されました。

(2) 負担の軽減

- ・納税猶予税額の計算方法の見直し
被相続人の債務および葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から先に控除することとされました。

(3) 手続の簡素化

- ・雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納または物納の適用を選択することができることとされました。
 - ・経済産業大臣による事前確認制度が廃止されました。
- など

■相続税の申告書等様式変更

平成 27 年分用の様式変更された申告書等は、次のとおりです。

- ・右上欄外が（平成 27 年分以降用）に変更されました。
- ・一部、小規模宅地等に関する明細書の付表番号が変更になりました。

表番号	表名
第 1 表	相続税の申告書
第 2 表	相続税の総額の計算
第 4 表	相続税額の加算金額の計算書・暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第 6 表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
第 8 表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
第 8 の 2 表	株式等納税猶予税額の計算書
第 8 の 2 表の付表 1	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
第 8 の 2 表の付表 2	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
第 8 の 2 表の付表 3	非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例相続非上場株式等の明細書
第 11・11 の 2 表の付表 1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
(旧付表番号：第 11・11 の 2 表の付表 2 の 1、第 11・11 の 2 表の付表 2 の 2)	
第 11・11 の 2 表の付表 1 (続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (続)
第 11・11 の 2 表の付表 1(別表)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表)
(旧付表番号：第 11・11 の 2 表の付表 2 の 3)	
第 11・11 の 2 表の付表 2	小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用資産についての課税価格の計算明細書
(旧付表番号：第 11・11 の 2 表の付表 1)	
第 11・11 の 2 表の付表 3	特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細
第 11・11 の 2 表の付表 4	特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細
第 14 表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書
第 1 表	相続税の修正申告書
第 3 表・第 8 表 2(修正申告用)	財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額及び農地等納税猶予税額の計算書
第 8 の 2 表(修正申告用)	株式等納税猶予税額の計算書
第 11・11 の 2 表の付表 1 (修正申告用)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

【未対応の帳票について】

- (1) 次の新設帳票は、Ver.15.1 では未対応です。次回の平成 27 年贈与税対応版 (Ver.15.2) で対応する予定です。
- ・ 第 4 表の付表 相続税額の加算金額の計算書付表 (措置法第 70 条の 2 の 3 第 10 項第 2 号に規定する管理残額がある場合) (平成 27 年 4 月分以降)
- (2) 次の帳票は、当システムでは未対応です。次回の平成 27 年贈与税対応版 (Ver.15.2) で「第 8 の 3 表 山林納税猶予税額の計算書」と同様に、計算結果のみ入力できるように対応する予定です。
- ・ 第 8 の 4 表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書 (平成 26 年 10 月分以降)
 - ・ 第 8 の 4 表の付表 医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書 (平成 26 年 10 月分以降)

《参考》国税庁のホームページ

相続税の申告書等の様式一覧 (平成 27 年分以降)

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/sozoku-zoyo/annai/h27.htm>

相続税の申告のしかた (平成 27 年分)

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/shikata-sozoku2015/index.htm>

相続税の仕組みの分かりやすい解説「相続税のあらまし」・「相続税の申告要否の簡易判定シート」

<http://www.nta.go.jp/souzoku-tokushu/souzoku-aramashi.htm>

3-2. 財産評価 改正の内容

■取引相場のない株式の評価 第 4 表、第 7 表 業種目の変更

- ・ 平成 27 年分の類似業種比準価額計算上の業種目が見直されました。
(「1 鉱業、採石業、砂利採取業」が削除。「59 通信業」、「60 放送業」が削除され、新設の「63 その他の情報通信業」へ移動。など)
- ・ 「その他の産業」の業種目番号が、「121」から「118」に変更されました。

■取引相場のない株式の評価 第 5 表、第 8 表 割合の変更

第 5 表⑧、第 8 表⑧、(21)の「評価差額に対する法人税額等相当額」を計算する割合 (率) が変更になりました。

相続、遺贈または贈与による財産の取得	率
平成 27 年 3 月 31 日以前	40%
平成 27 年 4 月 1 日以降	38%

4. システムの主な対応内容（税制改正関係）

税制改正に伴うシステムの主な対応内容は以下のとおりです。

4-1. 相続税の申告書

■帳票フォーム等の変更

平成 27 年分以降用の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

- ・遺産に係る基礎控除額の引下げ、相続税の速算表に対応。
- ・未成年者控除額、障害者控除額の引上げに対応。
- ・小規模宅地等についての課税価格の計算の限度面積の拡大に対応。

帳票の主な変更点は次のとおりです。

表番号	変更内容
第 1 表 第 1 表 修正申告書	<ul style="list-style-type: none"> ・遺産に係る基礎控除額：金額欄 0 のプレプリント が 6 桁 (0000000 →000000) に変更 ・相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額⑩：転記元が「(第 4 表 1 ⑥)」に変更
第 2 表	<ul style="list-style-type: none"> ・②遺産に係る基礎控除額：「3,000 万円 + (600 万円 × [(口) 人])」に変更 ・相続税の速算表の変更
第 4 表	1 相続税額の加算金額の計算書 <ul style="list-style-type: none"> ・上部の説明の変更 ・管理残額がある場合 加算の対象とならない相続税額 (第 4 表の付表 ⑦の金額) ⑤：項目追加 ・相続税額の加算金額⑥：(注) の変更
第 6 表	1 未成年者控除 <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者控除額②：「10 万円 × (20 歳 - __ 歳)」に変更 2 障害者控除 <ul style="list-style-type: none"> ・一般障害者 障害者控除額②：「10 万円 × (85 歳 - __ 歳)」に変更 ・特別障害者 障害者控除額②：「20 万円 × (85 歳 - __ 歳)」に変更
第 8 表	2 農地等納税猶予税額 <ul style="list-style-type: none"> ・相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額②：第 4 表 1⑤が第 4 表 1⑥に変更 ・相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額⑤：第 4 表 1⑤が第 4 表 1⑥に変更 ・下部の注記の変更
第 8 の 2 表 第 8 の 2 表 (修正申告用)	1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算 <ul style="list-style-type: none"> ・③この計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額 (この計算書の経営承継人の第 1 表の (①+②) (又は第 3 表の①欄) の金額)：項目追加 ・④控除未済債務額 (①+②-③) の金額 (赤字の場合は 0)：項目追加 ・⑧基礎控除額 (第 2 表の(ハ)欄の金額)：金額欄 0 のプレプリント が 6 桁 (0,000,000→,000,000) に変更 ・(注) 1 の説明の変更
第 8 の 2 表の付表 1	1 特例非上場株式等に係る会社 <ul style="list-style-type: none"> ・⑨会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無：項目名の変更 4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書 <ul style="list-style-type: none"> ・上部説明の変更

第 8 の 2 表の付表 2	<p>1 特例非上場株式等に係る会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑩会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無：項目名の変更 <p>4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上部の説明の変更
第 8 の 2 表の付表 3	<p>1 特例相続非上場株式等に係る会社</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑨会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無：項目名の変更 ・ (注) 4 の説明の変更 <p>2 特例相続非上場株式等の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (注) 5 の説明の変更
第 11・11 の 2 表の付表 1	<p>OCR 用紙 上部欄外「FD3545」</p> <p>※ (旧) 第 11・11 の 2 表の付表 2 の 1 と (旧) 第 11・11 の 2 表の付表 2 の 2 が統合されたレイアウトに変更</p> <p>1 特例の適用にあたっての同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名欄の追加 <p>2 小規模宅地等の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「宅地等の番号」欄の削除 ・ 「小規模宅地等の種類」欄の追加 ・ ①特例の適用を受ける取得者の氏名(事業内容)：(事業内容)の追加 ・ ⑥ ④のうち小規模宅地等(④×⑤/③)の価額：項目変更 <p>○「限度面積要件」の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ⑪限度面積：「イ小規模宅地等のうちに[4]貸付事業用宅地等がない場合」、「ロ小規模宅地等のうちに[4]貸付事業用宅地等がある場合」に変更
第 11・11 の 2 表の付表 1 (続)	<p>OCR 用紙 上部欄外「FD3546」</p> <p>※第 11・11 の 2 表の付表 1 に記載しきれない場合に使用する帳票</p>
第 11・11 の 2 表の付表 1 (別表)	<p>(旧) 第 11・11 の 2 表の付表 2 の 3</p> <p>2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上部の説明(3)の変更
第 11・11 の 2 表の付表 2	<p>(旧) 第 11・11 の 2 表の付表 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上部の説明の変更 <p>2 特例の適用を受ける財産の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)小規模宅地等の明細：「第 11・11 の 2 表の付表 1 の「2 小規模宅地等の明細」とおりに変更 <p>3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算</p> <p>(1)小規模宅地等の特例の適用を受ける面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ①限度面積：「200 m²又は 400 m²」に変更 ・ ②特例の適用を受ける面積(裏面 2 参照)：項目名の変更 ・ (注) の追加
第 11・11 の 2 表の付表 3	<p>(注) 4 の説明の変更</p>
第 11・11 の 2 表の付表 4	<p>3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価値の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (注) の説明の変更

第 14 表	<p>1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (注) の追加 <p>3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (1)の変更
第 3 表・第 8 表 2(修正申告用)	<p>2 農地等納税猶予税額 (第 8 表 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額②：第 4 表 1⑤→第 4 表 1⑥に変更 ・ 相続税額の 2 割加算が行われる場合の加算金額⑤：第 4 表 1⑤→第 4 表 1⑥に変更 ・ 下部の注記の変更
第 11・11 の 2 表の付表 1 (修正申告用)	<p>(旧) 第 11・11 の 2 表の付表 2 の 1・2 の 2 (修正申告用)</p> <p>2 「限度面積要件」の判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ B 限度面積：「イ小規模宅地等のうちに[4]貸付事業用宅地等がない場合」、「ロ小規模宅地等のうちに[4]貸付事業用宅地等がある場合」に変更 ・ (注) の追加 <p>3 「⑤課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (注) 2 の説明の変更

4-2. 取引相場のない株式(出資)の評価明細書 (財産評価)

■第 4 表

- ・ [類似業種比準価額の計算] タブの類似業種の選択リストを、平成 27 年分の業種目に変更します。

【第 4 表 類似業種比準価額の計算タブ】

- ・第1表の業種が「医療法人」の場合は、第4表「類似業種比準価額の計算」タブの「類似業種と業種目番号」を次のように設定します。

類似業種：その他の産業
業種目番号：118

【第1表 概要タブ】

第1表の「業種目番号」は訂正入力する

第1表で「医療法人」が選択されている場合

【第4表 類似業種比準価額の計算タブ】

第4表の「類似業種と業種目番号」が自動設定される

■第5表、第8表

「評価差額に対する法人税額等相当額」の法人税割合（率）を、課税時期で切り替えて表示します。

- ・第1表 課税時期 平成27年3月31日以前：40%
- ・第1表 課税時期 平成27年4月1日以後：38%

【第1表 課税時期】

第1表の「課税時期」が平成27年4月1日以後のときは、第5表、第8表に「38%」と表示される

4-3. 相続税試算表

■相続税率設定

「相続税試算表」タブ→「相続税率設定」で、「基本」のときの「各表の設定」、「相続税の速算表」を平成27年分用に変更します。

5. システムの主な対応内容（機能アップ、機能改善関係）

機能改善等の主な対応内容は以下のとおりです。

5-1. 財産ランチャー 入力画面の変更

財産ランチャーおよび財産ランチャーから起動する財産入力画面で、推奨解像度環境では横スクロールが発生しないようにするなど、レイアウトを見直します。

（推奨解像度(ウィンドウサイズ)は、中フォント 1280×1024 以上、小フォント 1024×768 以上）

【例：土地（路線価方式）】

共通部の「評価額」、「1㎡の価額」を左側に移動

共通部

「所在地番」、「住居表示」を共通部から概要タブに移動

「持分割合」を地積の右側に移動

「参考事項」を直接入力するように変更

5-2. 財産ランチャー 一覧形式の入力画面への変更

定期預金や上場株式など一覧形式の評価明細書の財産入力画面で、入力可能な最終項目で [Enter] キーをクリックすると、下に明細行を追加して、新しい財産を入力できるように変更します。[追加] ボタンで新しい財産を追加することも可能です。

一覧形式の財産入力に変更した画面は、次のとおりです。

分類タブ	種類タブ
家屋構築物	その他の財産 - 構築物
有価証券	登録銘柄及び店頭管理銘柄
	上場株式
	貸付信託等
	その他の財産 - 有価証券
現金預貯金等	定期預金
その他	その他の財産 - 現金預貯金
	その他の財産 - 事業用財産
	その他の財産 - 家庭用財産
	その他の財産 - その他

【例：定期預金の評価 入力画面】

改善前

平成 26 年
版
Ver.14.3

1 画面で 1 財産を入力

改善後

平成 27 年
版
Ver.15.1

1 画面ですべての定期預金を入力

① 入力可能最終項目で [Enter] キーを押す
 ② 新しい財産の入力行が追加される

5-3. 案件基本情報 税理士署名押印欄の対応（税理士法改正に伴う対応）

平成 26 年度税理士法改正、補助税理士制度の見直し（平成 27 年 4 月 1 日施行）がなされたことに伴い、税理士情報の設定方法や税務書類の税理士署名押印欄の出力方法を変更します。今回は、相続税の次の帳票について対応します。

第 1 表 相続税の申告書、第 1 表 相続税の修正申告書、相続税延納申請書
 ※贈与税については、次回の平成 27 年贈与税対応版で対応する予定です。

■案件基本情報 設定項目の対応

- ・案件基本情報の「[税理士]」タブに、「税理士登録区分」「直接受任」の設定項目を新規追加します。また、縦書きイメージに、「会計事務所」を追加します。
- ・[印刷設定] タブ→[相続税] タブの第 1 表 相続税の申告書、「修正 第 1 表 相続税の申告書」、「相続税延納申請書」に、「税理士 事務所名」、「税理士登録区分」、「税理士 直接受任」を「印刷する/印刷しない」の設定を追加します。

■印刷条件設定 設定項目の対応

相続税の第 1 表、修正 第 1 表、相続税延納申請書のプレビューで、[設定] ボタン→印刷条件設定 [固有設定] タブに、「税理士 事務所名」、「税理士登録区分」「税理士 直接受任」を「印刷する/印刷しない」の設定を追加します。

■税務署用紙への印刷 印字項目選択 設定項目の対応

相続税 第 1 表の「印字項目選択」に、「事務所名」、「税理士登録区分」、「直接受任」の設定を追加します。

■印刷初期値設定 設定項目の対応

[設定] タブ→ [印刷初期値設定] → [相続税] タブの「第1表 相続税の申告書」、「修正 第1表 相続税の申告書」、「相続税延納申請書」に、「税理士 事務所名」、「税理士登録区分」、「税理士 直接受任」を「印刷する/印刷しない」の設定を追加します。

※「印刷初期設定」は、案件データを新規に作成するときの初期値になります。

6. バージョンアップ後の確認事項

6-1. バージョンアップ後の確認事項

■選択候補設定の見直し

[設定] → [選択候補設定] で、区分「種別別財産入力備考」の右側に表示されている名称が「11・11の2表の付表2の1のとおり」などになっているときは、必要に応じて「11・11の2表の付表1のとおり」に変更します。または、「11・11の2表の付表1のとおり」を追加します。

※選択候補設定は、バージョンアップしても自動的に文字列は変更されません。

※「種別別財産入力備考」は、種別別財産(債務)入力[備考入力]で選択リストに表示する文字列です。小規模宅地等の特例を適用した土地の場合に、第11表の「数量、単価」欄、または「固定資産税評価額、倍数」欄に印刷する文字列になります。

【選択候補設定】

【種別別財産(債務)入力 土地】

財産コード ※	種類	新目	利用区分・銘柄等	財産名称
01 - 03 - 0002	土地	宅地	自用地	自宅

氏名: エブソン 花子 | 持分割合: 1 | 数量: 500.0000 | 取得価額: 130,000,000 | 備考: 備考(B)

備考入力(第11表印刷用)

項目優先(P)	備考
	別紙のとおり
	別紙評価明細書のとおり
	路線価
	市街地農地
	宅地比率
	11・11の2表の付表1のとおり
	11・11の2表の付表4のとおり
	11・11の2表の付表1のとおり

「備考入力」の選択リストに表示される

【第11表 印刷】

財 産 の 明 細						
種 類	細 目	利用区分、 銘 柄 等	所 在 場 所 等	数 量 単 価		価 額
				評 定 価 額	倍 数	
土地	宅地	貸家建付地	神奈川県横浜市鶴見区	75㎡	231,072円	円 17,330,400
〃	〃	自用地	東京都江東区〇〇 3丁目4番5号	500㎡	280,000	
11・11の2表の付表1のとおり						61,360,000

6-2. 旧バージョンデータ読込後の確認事項

Ver.14 で作成した平成 27 年用のデータを Ver.15.1 で継続使用する場合は、[保守] タブ→ [旧バージョンデータ読込] で行います。

読込後のデータは、次の設定を見直してください。

■取引相場のない株式の評価 類似業種、業種目番号の見直し

[財産ランチャー] → [取引相場のない株式] で類似業種と業種目番号を見直してください。

※平成 27 年分の類似業種比準価額計算上の業種目は、「No.1 鉱業、採石業、砂利採取業」が削除されるなど変更されました。

- ・第 1 表 [概要] タブ「事業内容」の「業種目番号」
- ・第 4 表 [類似業種比準価額の計算] タブ「類似業種と業種目番号」の「類似業種」と「業種目番号」

■種類別財産（債務）入力 備考入力の見直し

種類別財産（債務）入力の小規模宅地等の特例を適用する土地データの備考で、「11 の 11 の 2 表の付表 2 の 1 のとおり」などと入力している場合は、「11 の 11 の 2 表の付表 1 のとおり」に変更します。

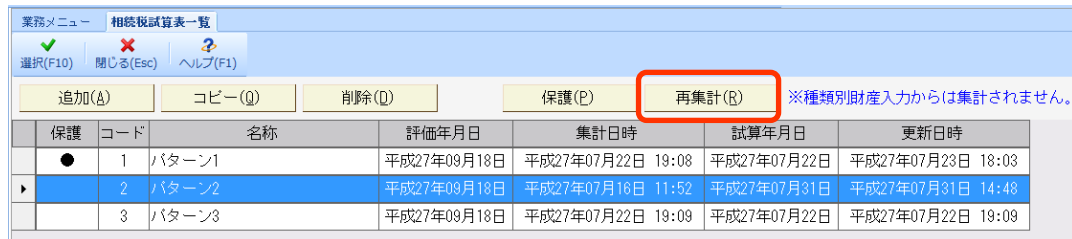
■第 11・11 の 2 表の付表 1 入力内容の見直し

様式が、(旧)第 11・11 の 2 表の付表 2 の 1、(旧)第 11・11 の 2 表の付表 2 の 2、(旧)第 11・11 の 2 表の付表 2 の 3 から変更されました。

- ・移行されたデータを見直してください。
- ・新たに追加された「特例の適用にあたっての同意」欄で該当する相続人を選択してください。

■試算表試算表

[相続税試算表] タブ→ [相続税試算表] に平成 26 年版で作成された試算表があり、[税率等選択] で「基本」が選択されている場合は、平成 26 年の税率等で計算された状態です。平成 27 年の税率等で計算し直したい場合は、[相続税試算表一覧] で [再集計] を実行してください。



保護	コード	名称	評価年月日	集計日時	試算年月日	更新日時
●	1	パターン1	平成27年09月18日	平成27年07月22日 19:08	平成27年07月22日	平成27年07月23日 18:03
▶	2	パターン2	平成27年09月18日	平成27年07月16日 11:52	平成27年07月31日	平成27年07月31日 14:48
	3	パターン3	平成27年09月18日	平成27年07月22日 19:09	平成27年07月22日	平成27年07月22日 19:09

※ [保護] された試算表は、再集計することはできません。

7. フォルダー構成

■データベース

- ¥
 - └ R4_RDB データベース格納フォルダー
 - └ sozoku_3..... 相続税 R4 Ver.15 データフォルダー

■プログラム

- ¥
 - └ Program Files (64bitOS は Program Files(x86))
 - └ Epson
 - └ R4
 - └ sozoku_3..... 相続税 R4 Ver.15 プログラム格納フォルダー

以上、よろしくお願ひします。